

# 災害に備えて地域との情報共有に取り組みます

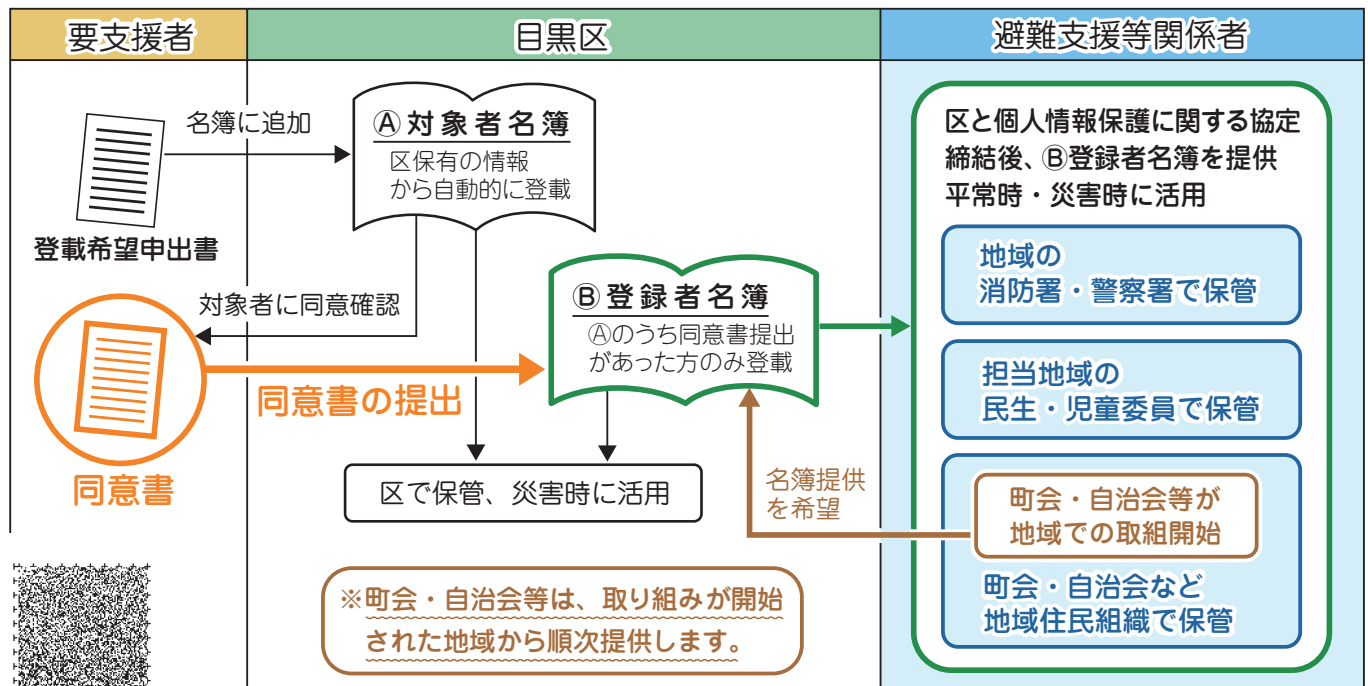
平成25年6月に災害対策基本法が改正され、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」の名簿を作成することが区市町村に義務付けられました。災害に備えて地域全体で要支援者を支援していく取組みを推進するため、地域で名簿情報の共有を進めます。

## 「避難行動要支援者名簿」の作成と種類

目黒区では、以下のとおり「避難行動要支援者名簿」を2種類作成します。

種類	①対象者名簿	②登録者名簿
根拠法令	災害対策基本法第49条の10	災害対策基本法第49条の11第2項
登載対象	区保有の情報から <b>本人の同意なく登載</b> ①介護保険の要介護1～5の方 ②身体障害者手帳の総合等級1～3級の方 ③愛の手帳をお持ちの方 ④目黒区ひとり暮らし等高齢者の登録をしている方 ⑤上記①～④に該当しないが希望する方	①対象者名簿に登載された方のうち、 <b>避難支援等関係者に名簿情報を提供する</b> ことについて、 <b>本人から同意を得た方のみ登載</b>
保管先	区担当（健康福祉計画課・防災課） 地域避難所	避難支援等関係者（消防署、警察署、民生・児童委員、町会・自治会等の地域住民組織） ※町会・自治会等は区と個人情報保護に関する協定を締結した地域から順次提供
活用時期	災害時の安否確認・避難支援に活用	平常時の地域で取り組む防災訓練等に活用 災害時の安否確認・避難支援に活用

①対象者名簿のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意された方の情報を「②登録者名簿」に登載し、避難支援等関係者へ提供するなど災害に備えていきます。



左のマークは、音声コードです。活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、内容を音声で聞くことができます。

## 同意書提出後の流れ

目黒区は、避難行動要支援者本人の同意を得た方の「㊸登録者名簿」を作成し、区と個人情報保護に関する協定を締結した「避難支援等関係者」へ名簿を提供します。災害に備え避難支援等関係者が名簿を活用して、安否確認や避難支援ができるよう取り組んでいきます。

### 避難支援等関係者とは…

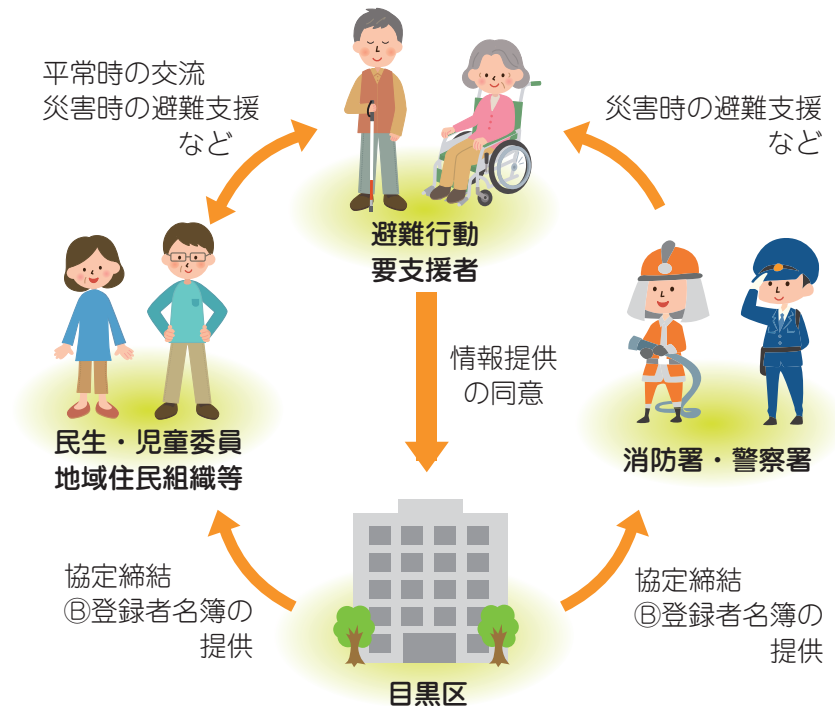
地域の消防署、警察署、  
民生・児童委員、  
町会・自治会などの地域住民組織  
をいいます。

### 平常時の取り組み

- ・防災訓練
- ・日ごろの交流（見守りや声かけ）  
など

### 災害時の取り組み

- ・避難勧告など災害情報の伝言
- ・安否確認や避難支援 など



## 個人情報の取り扱い

区は避難支援等関係者と個人情報保護に関する協定を結び、提供する「㊸登録者名簿」の管理方法、目的外の使用禁止、複写の禁止、外部提供の禁止などの遵守事項を定め、個人情報の漏えいを防止します。

避難行動要支援者名簿（㊸㊸共通）に記載される個人情報内容はつぎの項目です。

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所（居所） ⑤連絡先 ⑥介護度や障害の種類など

### 最後に…

この取り組みは普段からの地域の交流により、少しでも災害時の被害を減らすために行うものです。災害の状況によっては救援活動にも限界があります。名簿に登載されたとしても、災害時の避難支援等が必ずしも保障されるものではないことを、ご理解くださいますようお願いいたします。

### ■お問合せ先

**名簿に関すること** 健康福祉部 健康福祉計画課  
直通電話 03(5722)9689 FAX 03(5722)9347  
Eメール kenkei04@city.meguro.tokyo.jp

**防災に関すること** 危機管理部 防災課  
直通電話 03(5723)8176 FAX 03(5723)8725  
Eメール bosai04@city.meguro.tokyo.jp

### ■郵送先

返信用封筒で返信してください  
（切手は不要です）  
〒153-8730 目黒区上目黒2-19-15  
目黒区健康福祉部 健康福祉計画課  
要配慮者支援係 行

下のマークは、音声コードです。  
活字読み上げ機能をもった機器  
を使用することにより、内容を  
音声で聞くことができます。

